

公益財団法人大学基準協会

獣医学教育評価に関する規程

平28. 5. 23決定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大学基準協会（以下「本協会」という。）が公益財団法人大学基準協会定款（以下「定款」という。）第4条第1項第1号の規定に基づいて行う大学の教育研究活動等に関する第三者評価のうち、獣医学教育評価（以下「評価」という。）について定める。

(評価の対象)

第2条 評価は、別に定める獣医学教育に関する基準（以下「基準」という。）に基づき、学校教育法に定める大学が設置する学士課程の獣医学教育課程（以下「獣医学教育課程」という。）について行う。

2 前項の評価の結果、獣医学教育に関する基準に適合しているか否かについての認定を行う。

(評価の申請条件)

第3条 大学は、その獣医学教育課程の完成年度の翌年度以降、評価を受けることができる。

(評価の委嘱)

第4条 評価の申請があったとき、会長は、直ちに獣医学教育評価委員会の委員長に評価を委嘱するものとする。

(評価の周期)

第5条 獣医学教育に関する基準に適合していると認定された大学であって、継続してその認定を受けようとする大学は、前の評価を受けてから、7年以内に次の評価を受けるものとする。

(評価の方法)

第6条 評価は、基準に基づいて作成された自己点検・評価ワークシートその他必要な資

料による書面評価及び実地調査を通じて行うものとする。

第2章 獣医学教育評価委員会

(獣医学教育評価委員会の設置)

第7条 定款第33条第1項の規定に基づき、評価を行うための委員会として、獣医学教育評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(評価委員会の構成及び委員の任期)

第8条 評価委員会は、8名以内の委員を以て構成する。

- 2 前項の委員のうち、5名以内については、獣医学教育課程を設置する大学が推薦する当該獣医学教育課程の教員の中から理事会が選出し、会長が委嘱する。
- 3 第1項の委員のうち、第2項によって選出する者以外の2名については、獣医師資格を有する者とし、理事会が選出し、会長が委嘱する。
- 4 第1項の委員のうち、第2項及び第3項によって選出する者以外の1名については、外部の有識者を理事会が選出し、会長が委嘱する。
- 5 委員に欠員が生じた場合、常務理事会はその選出区分に応じ、第2項、第3項及び第4項の手續に従い、これを補充するものとする。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(正副委員長)

第9条 評価委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長、副委員長は、委員の互選により選出し、会長が委嘱する。
- 3 委員長は、評価委員会の職務を管掌する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があり、又は欠けた場合は、その職務を代行する。

(評価委員会の開催)

第10条 第8条に規定する委員の委嘱後に関く最初の評価委員会は、会長が招集する。

- 2 委員長は、前項に規定する評価委員会以降の評価委員会を招集する。ただし、委員の3分の1以上からの要求があるときは、委員長は評価委員会を招集しなければならない。
- 3 評価委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 評価委員会の決定は、出席委員の過半数を以て行い、可否同数のときは委員長が決定する。

(利害関係者の排除)

第11条 評価委員会の委員は、その所属する大学の評価に関わる審議及び決定に加わる
ことができない。

2 前項に該当する委員がいる場合、当該委員は第10条第4項の決定に加わることはでき
ない。

(評価委員会委員の代理)

第12条 評価委員会委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

第3章 獣医学教育評価分科会

(獣医学教育評価分科会の設置)

第13条 評価委員会の下に、書面評価及び実地調査を行うため、獣医学教育評価分科会（以
下「分科会」という。）を置く。

(分科会の構成)

第14条 分科会は、原則として、3名の委員で構成する。

2 原則として、前項の分科会委員のうち、2名は獣医学教育課程を設置する大学が当該
獣医学教育課程の教員から推薦する者の中から評価委員会が選出し、会長が委嘱する。

3 第1項の分科会委員のうち、第2項によって選出する者以外の1名は、臨床系の獣医
学教育の経験を有する者の中から、評価委員会が選出し、会長が委嘱する。

4 分科会委員に欠員が生じた場合、評価委員会は、その選出区分に応じ、第2項及び第
3項の手續に従い、これを補充するものとする。

5 分科会委員は、その所属する大学の評価を行う分科会に加わることはできない。

(分科会の主査)

第15条 分科会には、分科会主査1名を置く。

2 分科会主査は、評価委員会が、分科会委員の中から指名する。

3 分科会主査は、評価委員会委員長の指示に基づき、分科会を招集する。

(分科会委員の代理)

第16条 分科会委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

(臨時分科会の設置)

第17条 第13条に規定する分科会のほか、評価委員会は、必要に応じて臨時分科会を設置
することができる。

- 2 第14条第1項の規定にかかわらず、臨時分科会の構成は、評価委員会が決定する。
- 3 第14条第2項及び第3項の規定にかかわらず、臨時分科会の委員は、評価委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 4 臨時分科会に対する第14条第5項の適用については、同項中「その所属する大学の評価」とあるのは「その所属する大学の獣医学教育課程に関わる審議等」と読み替えるものとする。

第4章 獣医学教育評価手続

(資料の提出)

第18条 評価を申請する大学（以下「申請大学」という。）は、指定の期日までに、評価申請書及び所定の資料を本協会に提出しなければならない。

- 2 申請大学は、評価委員会又は分科会から、前項に掲げるもの以外の追加資料の提出を求められたときは、これを提出しなければならない。

(委員の研修)

第19条 本協会は、評価委員会委員及び分科会委員に対し、原則として適切な方法で評価の実務に関わる研修を行うものとする。

(申請の取下げ)

第20条 申請大学は、評価委員会が評価を開始した日以降は、申請の取下げを行うことはできない。ただし、評価委員会が相当の事由があると判断したときは、申請大学の申入れにより、申請の取下げを認めることができる。

- 2 前項の申入れは、文書により会長宛に行わなければならない。

(書面評価)

第21条 分科会は、申請大学から提出された資料の書面評価に基づき、分科会報告書（案）を作成する。

(実地調査)

第22条 分科会は、分科会報告書（案）に基づき、実地調査を行う。

- 2 実地調査には、原則として、各分科会委員全員が参加するものとする。

(分科会報告書)

第23条 分科会主査は、分科会での書面評価及び実地調査に基づき、指定の期日までに分科会報告書を作成し、評価委員会に提出する。

(評価結果(案)の作成)

第24条 評価委員会は、提出された分科会報告書に基づき、評価結果(案)を作成する。

- 2 評価委員会は、前項の評価結果(案)の作成にあたり、各分科会の主査又は委員に出席を求めることができる。

(意見申立)

第25条 評価委員会委員長は、前条の評価結果(案)を申請大学に提示しなければならない。

- 2 申請大学は、評価結果(案)を受領した後、指定された期日までに、評価結果(案)における事実誤認等に関する意見申立を文書によって評価委員会委員長に対して行うことができる。
- 3 前項の意見申立があった場合、評価委員会委員長は、評価委員会を開催し、意見申立の採否を審議しなければならない。
- 4 意見の採用又は不採用は、意見申立に対する回答として、その理由とともに、速やかに申請大学に伝えられなければならない。
- 5 評価委員会は、必要に応じて、評価結果(案)の修正を行うものとする。

(評価結果(案)の理事会への提出)

第26条 評価委員会委員長は、前条の手続が終了した後、評価結果(案)を理事会に提出する。

(評価結果の決定)

第27条 理事会は、評価結果(案)を尊重しつつこれを審議し、評価結果を決定する。

- 2 申請大学の現職の関係者は、理事会の審議・決定に加わるできない。

第5章 異議申立審査

(異議申立審査)

第28条 異議申立審査については、別に定める。

第6章 認定証

(認定証)

第29条 本協会は、評価の結果、基準に適合していると認定した申請大学に対して、認定証を交付する。

第7章 評価結果の公表

(評価結果の公表)

第30条 会長は、評価の結果について理事会の決定を得た後、速やかにその結果を申請大学に通知しなければならない。

2 会長は、前項の評価結果を刊行物、インターネット等の適切な方法で公表する。

第8章 改善報告書検討手続

(改善報告書の提出)

第31条 基準に適合していると認定された獣医学教育課程を置く大学は、評価結果に勧告又は検討課題が付されていた場合は、指定された期日までに、勧告又は検討課題についての改善報告書を会長宛に提出しなければならない。

(改善報告書の検討)

第32条 評価委員会は、改善報告書の検討を行う。

2 評価委員会は、評価結果に勧告を付した事項に対する改善報告書の検討を行い、改善報告書検討結果(案)を作成し、これを理事会に報告する。

(改善報告書検討結果の決定及び通知)

第33条 理事会は、前条第2項の改善報告書検討結果(案)を尊重しつつ審議し、改善報告書検討結果を決定し、当該大学へ通知する。

第9章 評価手数料

(評価手数料)

第34条 評価手数料については、別に定める。

第10章 基準の改定

(基準の設定及び改定)

第35条 基準の設定及び改定については、別に定める。

第11章 雑則

(規程の改廃)

第36条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則 (平成28年5月23日)

この規程は、平成28年5月23日から施行する。